

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">中小企業輸出代金保険運用規程</p> <p style="text-align: center;">平成17年4月1日 05-制度-00031 沿革 (略) <u>平成24年3月16日 一部改正</u></p> <p>第1章 定義 (第1条-第8条) 第2章 個別保証枠 (第9条-第14条) 第3章 保険料率算定 (第15条) 第4章 保険の申込(第16条-第18条) 第5章 保険料 (第19条-第20条) 第6章 保険金の支払等 (第21条)</p> <p>第1章 定義等</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(適格被保険者等)</p> <p>第2条 約款における適格被保険者及び輸出契約の相手方の取扱いは、次の各号による。</p> <p>一 適格被保険者は、本邦人又は本邦法人（本邦内に居住する外国人及び本邦内に所在する外国法人の支店、支社その他の営業拠点を含む。）のうち、保険契約の申込み時に<u>中小企業者（中小企業基本法（昭和38年7月20日法律第154号）第2条第1項に定める中小企業者をいう。）又は資本の額若しくは出資の総額が10億円未満の会社（中小企業者を除く。）</u>であった者であって、輸出契約の当事者であり、輸出契約の締結に関与し、自己の危険負担において当該契約上の義務を履行するものであって、被保険利益の実質的な帰属体となるものとする。</p> <p>二 輸出契約の相手方とは、輸出契約の締結の相手方又は当該契約に係る代金を支払うべき者とする。</p>	<p style="text-align: center;">中小企業輸出代金保険運用規程</p> <p style="text-align: center;">平成17年4月1日 05-制度-00031 沿革 (略)</p> <p>第1章 定義 (第1条-第8条) 第2章 個別保証枠 (第9条-第14条) 第3章 保険料率算定 (第15条) 第4章 保険の申込(第16条-第18条) 第5章 保険料 (第19条-第20条) 第6章 保険金の支払等 (第21条)</p> <p>第1章 定義等</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(適格被保険者等)</p> <p>第2条 約款における適格被保険者及び輸出契約の相手方の取扱いは、次の各号による。</p> <p>一 適格被保険者は、本邦人又は本邦法人（本邦内に居住する外国人及び本邦内に所在する外国法人の支店、支社その他の営業拠点を含む。）のうち、保険契約の申込み時に<u>中小企業</u>であった者であって、輸出契約の当事者であり、輸出契約の締結に関与し、自己の危険負担において当該契約上の義務を履行するものであって、被保険利益の実質的な帰属体となるものとする。</p> <p>二 輸出契約の相手方とは、輸出契約の締結の相手方又は当該契約に係る代金を支払うべき者とする。</p>	

第3条 ～ 第8条 (略)

第2章 ～ 第3章 (略)

第4章 保険の申込み

(対象輸出契約)

第16条 約款の引受対象となる輸出契約は、次の各号をすべて満たすものとする。

一 ～ 四 (略)

五 輸出貨物の代金の額が5000万円以下のもの(ただし、日本貿易保険が特に認めた場合はこの限りではない。)

六 ～ 七 (略)

2 ～ 3 (略)

4 日本貿易保険は、輸出契約が第1項各号のすべてを満たす場合であっても、次の各号のいずれかに該当するときは、保険契約の締結を制限することができる。

一 当該輸出契約の取引上の危険が大であると認められるとき

二 前号に掲げるときのほか、当該輸出契約に係る保険契約の締結が中小企業輸出代金保険に係る事業運営の安定性及び保険契約者の公平性を損なうおそれがあると認められるとき

5 ～ 6 (略)

第3条 ～ 第8条 (略)

第2章 ～ 第3章 (略)

第4章 保険の申込み

(対象輸出契約)

第16条 約款の引受対象となる輸出契約は、次の各号をすべて満たすものとする。

一 ～ 四 (略)

五 輸出貨物の代金の額が1000万円以下のもの(ただし、日本貿易保険が特に認めた場合はこの限りではない。)

六 ～ 七 (略)

2 ～ 3 (略)

4 日本貿易保険は、輸出契約が第1項各号のすべてを満たす場合であっても、次の各号のいずれかに該当するときは、保険契約の締結を制限することができる。

一 次のイからハに掲げる金額の合計額が3000万円を超えているとき

イ 当該輸出契約に係る輸出者を被保険者として日本貿易保険が締結済の約款に基づく保険契約(以下「対象保険契約」という。)のうち、保険期間が終了していない保険金額(下記ロ及びハに掲げるものを除く。)の合計額

ロ 対象保険契約のうち、約款第12条の規定に基づき損害等の発生を通知した代金の額(次のハに掲げるもの及び約款第14条に規定する入金があった金額を除く。)の合計額

ハ 対象保険契約に基づき支払った保険金の合計額(約款第27条第2項又は第28条第5項から第7項までの規定により回収のあった金額のうち、日本貿易保険が取得する部分を除く。)

二 当該輸出契約の取引上の危険が大であると認められるとき

三 前各号に掲げるときのほか、当該輸出契約に係る保険契約の締結が中小企業輸出代金保険に係る事業運営の安定性及び保険契約者の公平性を損なうおそれがあると認められるとき

<p>第17条 ～ 第18条 (略)</p> <p>第5章 ～ 第6章 (略)</p> <p>附 則 <u>この改正は、平成24年4月1日から実施する。</u></p>	<p>5 ～ 6 (略)</p> <p>第17条 ～ 第18条 (略)</p> <p>第5章 ～ 第6章 (略)</p>	
---	--	--